

幼児対象氷上スポーツ助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年3月30日規則第9号）に基づき、幼児を対象とした氷上スポーツ行事の実施に必要となる事業費の全部又は一部に対し、幼児対象氷上スポーツ助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成対象となる事業（以下「助成事業」という。）は市内の幼児を対象とした教育、保育施設（幼稚園、保育園等）及びそれに附属するスポーツクラブが、次の各号に掲げるスケートリンクを使用して実施する氷上スポーツ行事に対し助成する。

- (1) 苫小牧市沼ノ端スケートセンター
- (2) 苫小牧市ハイランドスポーツセンター
- (3) 苫小牧市白鳥アリーナ
- (4) 苫小牧市新ときわスケートセンター

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付対象として認められる経費（以下「助成対象経費」という。）は、以下のとおりとする。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 報償費 | 外部講師の謝金等 |
| (2) 使用料及び賃借料 | スケートリンクの使用料、貸スケート料等 |
| (3) その他 | その他公益財団法人苫小牧市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）が必要と認める費用 |

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1団体につき30,000円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、事業開始の2週間前（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合はその前日）までに幼児対象氷上スポーツ助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 実施行事一覧表（様式第3号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、1団体につき同一年度において1回の申請に限るものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、速やかに幼児対象氷上スポーツ助成金交付（変更）決定通知書（様式第4号）により通知する。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から14日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(助成事業の変更等)

第8条 助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

(1) 助成事業に要する経費の額又は助成事業の内容を変更（次条に規定する軽微な変更を除く。）しようとするとき

(2) 助成事業の一部若しくは全部を中止し、又は廃止しようとするとき

2 助成事業者は前項第1号に規定するときは、幼児対象氷上スポーツ助成金変更交付申請書（様式第5号）を、同項第2号に規定するときは、幼児対象氷上スポーツ助成事業中止（廃止）申請書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

3 会長が前項の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、幼児対象氷上スポーツ助成金交付（変更）決定通知書（様式第4号）又は、幼児対象氷上スポーツ助成事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、申請者にその旨を通知する。

(軽微な変更の範囲)

第9条 前条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 参加人数の減少による助成金額の減額の場合

(2) 助成金の増額を伴わない事業計画の細部を変更する場合

(実績報告)

第10条 助成事業者は、事業終了後、当該会計年度終了までに幼児対象氷上スポーツ助成金実績報告書兼請求書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添付し、速やかに会長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第9号）

(2) 実施行事報告書（様式第10号）

(3) 助成事業に係る経費の写し

(4) その他会長が必要と認める書類

2 助成団体が前項の規定に基づき、助成金を請求するにあたり受領者が助成団体の代表者と異なる場合においては、委任状（様式第11号）を各種請求書に添えて会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 会長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、幼児対象氷上スポーツ助成金確定通知書（様式第12号）により、申請者に対し、確定した助成金の額を通知する。

(是正のための措置)

第12条 会長は、第10条の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、

これに適合させるための措置をとるべきことを助成事業者に対して命じることができる。

2 第10条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(交付の時期)

第13条 助成金は、第11条の規定により助成金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、会長が助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、助成事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付すること（以下「概算払」という。）ができる。

2 助成事業者は、前項の規定により、概算払を受けようとするときは、幼児対象氷上スポーツ助成金概算払申請書兼請求書（様式第13号）を会長に提出しなければならない。

3 会長が前項の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、幼児対象氷上スポーツ助成金概算払決定通知書（様式第14号）により、申請者へ通知する。

(助成金の精算)

第14条 会長は、前条の規定により概算払を行ったときは、助成金の額の確定後、申請者に対し、交付した助成金の精算を行わなければならない。

(決定の取消し)

第15条 会長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱に基づく指示に違反したとき。

(助成金の返還)

第16条 会長は、前条の規定により決定の取消しを行った場合において、既に助成金を交付しているときは、返還命令書（様式第15号）により当該取消しの部分につき、期限を定めて返還を命じるものとする。なお、助成金の額の確定後、既にその額を超える助成金を交付しているときも、同様とする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第17条 助成事業者は、前条の規定により助成金の返還を命じられたときは、当該助成金が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する間接補助金等であるとき又はやむを得ない事情があると会長が認めるときを除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき法第19条に規定する割合で計算した違約加算金を公益財団法人苫小牧市スポーツ協会（以下「協会」という。）に納付しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかった場合は、やむを得ない事情があると会長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき法第19条に規定する割合で計算した違約延滞金を協会に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるも

のを会長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし又は担保に供してはならない。ただし、助成金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して会長が定める期間を超過した場合は、この限りではない。

- (1) 重要な動産で会長が定めるもの
- (2) 前号に掲げるものの従物
- (3) 機械及び重要な器具で会長が定めるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が助成金の交付の目的を達成するために特に必要であると認めるもの

(助成金に係る経理)

第19条 助成事業者は、助成事業に係る経理についてその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する協会の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(暴力団等の排除)

第20条 会長は、助成事業者が苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

2 会長は、助成事業者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に助成金を交付しない旨の決定をするものとする。

3 会長は、助成金の交付決定を受けたものが暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている助成金の返還を命じるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。